



あけましておめでとうございます！

～2021年より新装A4版になりました～

2021年の抱負

お客様の最善を目指して
日々精進いたします。

ジタバタしよう！

一步一步
前に進みます！

今年も、相続法改正
情報をお届けします



社会保険労務士法人
碓井 健一



税理士法人
内藤 克



社会保険労務士法人
戸澤 摂子



司法書士事務所
西田 誠

税理士法人 TOPICS

■ 法定相続情報一覧図をご活用ください [click!](#)

法定相続情報一覧図とは、各種相続手続きにおいて戸籍の束の代わりになる書類です。

主なメリット

- ①利用できるシーンが多い。
(銀行・証券・保険会社手続、相続登記、相続税申告等)
- ②戸籍謄本等の原本還付を待つ必要がない。
- ③取得費用がかからない。
- ④土業に作成を依頼できる。

■ 新入社員紹介 (2020年8月3日入社)

税理士 佐々木 映

座右の銘「信の世界に偽詐多く、疑の世界に真理多し」



大学院修了後に一般の事業会社を数社経験しました。会計業界に入った後、前職では芸能関係から、外食、石油・ガス関連の会社など上場企業を担当しておりました。

お客様のプレーンになれるように尽力して参ります。

社労士法人 TOPICS

■ 男性育児休業取得拡大に向け法改正の見通し

男性の育児休業取得率のさらなる向上を目指し(令和元年度実績7.48%、令和7年度目標30%)、政府は配偶者の出生直後の休業取得を促進する枠組みの検討を進めています。具体的には、休業の分割取得、事業主への取得申出期限の短縮等です。加えて、個別労働者への周知を義務付け、休業を取得しやすい職場環境をつくるための骨子となっています。

■ 新型コロナ給付金、助成金情報

■ 各自治体の家賃支援給付金

家賃支援給付金は経産省だけではなく自治体独自でも行っていることがあります。期限が令和3年初旬の制度もあるのでご確認ください。J-net21からも一部参照できます。

[click!](#)

■ 雇用調整助成金特例措置令和3年2月末まで延長

特例措置の対象期間が今年2月末まで延長され、2月末までの休業については引き続き要件が緩和されます。特例措置については今後の雇用情勢が大きく悪化しない限り、段階的に縮減される見通しです。

[click!](#) をクリックいただくと、詳細をご覧ください。



税理士法人
代表・税理士 内藤 克

ジタバタしよう

ニューノーマル、with コロナ、リモートワーク、副業解禁・・・聞きなれない言葉がどんどん耳に入ってきた2020年でした。ビジネスの世界でも世界中で収入が途絶えて資金がひっ迫し、不安な年明けを迎えている経営者も多いことと思います。私も昨年は税理士登録30周年記念行事(セミナー)をニューヨークで予定していましたが断念、大手テレビ局で相続ドラマの製作が決定していたものの中止、ホノルル支店開設するも出張できずの残念な年でした。お客様の中には昨年、民事再生手続きからの10年間で借入を完済するもコロナの数カ月で10年前と同額の借入が発生し「また同じ10年が始まるのか・・・」と落胆している経営者もいらっしゃる一方「ブラックリストに載っていたため融資できない状態が続いていたがコロナ融資を受けられたので返済実績を作りこれから頑張るぞ」という経営者もいらっしゃいます。税理士経験30年となると「パブル崩壊の不良債権の処理」「湾岸戦争時の臨時増税」「リーマンショックでのセーフティネット融資のその後」などを経験しているため「あまりまじめに考えても仕方ないな」「コロナ融資の返済が始まる3年後までに回復する会社のほうが少ないから、また猶予が続くか銀行格付けの基準が緩和され何とかなるだろう」と考えています。

ただし、それは経営者が初めからやり直すつもりでいまのビジネスを根幹から見直すのが前提です。コロナ終息に向けて世の中は動き出しています。いつまでも下を向いてはいられないのです。ジタバタすれば何かが見えてくるはずですよ。



社会保険労務士法人
社労士 戸澤 摂子

新たなステージへ

15年前に面接を受けたあの日から、この人に認められる社労士になりたいと、ここまでできましたが、少しは認めてもらえたかどうかの答えも聞けず、代表だった黒川さんは昨年、旅立ってしまいました。突然の旅立ちは、悲しみ以上に戸惑いが大きく、自問自答の4か月を経て2021年を迎えました。

2021年は、アーク&パートナーズでキャリアアップしていくために、黒川さんが私に用意してくれた新たなステージだと思っています。私にとっては、第3ステージです。第1ステージは、入社から10年間、アーク&パートナーズの戦力になることでした。そして、第2ステージは自ら希望し、今まで守られていた環境を離れ、幕張オフィスで立ち立つことでした。本来であれば、もう少しこの第2ステージに挑戦するつもりでしたが、突然の出来事が重なり、第3ステージに不意に突入してしまいました。これまでであれば、困った時には黒川さんに助けを求めていました。しかし、第3ステージでは黒川さんの助けを求めることは叶いません。みんなの先頭に立って、自ら考えて進んでいくしかありません。幸いにも、この大変な時期に同じ方向を向いて頑張ってくれる仲間がいます。その仲間と新たな「社会保険労務士法人アーク&パートナーズ」を作っていくことが、第3ステージのミッションだと思っています。

まだ第3ステージの幕が開けたばかりで、何も形にはなっていませんが、日進月歩、前に一歩一歩進んでまいりたいと思います。どうぞ「新生」社会保険労務士法人アーク&パートナーズをよろしくお願いいたします。



西田司法書士事務所
司法書士 西田 誠

相続の発生を不動産登記に 反映する仕組み

令和2年1月10日に公開された「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する中間試案」をもとにパブリックコメントが実施されました。その後、10月までに民法・不動産登記法部会が19回会議まで実施されていて、その会議で、相続の発生を不動産登記に反映する仕組みが検討されています。

それは、登記所が住民基本台帳ネットワークから所有権の登記名義人の死亡の情報を取得する仕組みを設けるものとされています。

- ①自然人である所有権の登記名義人は登記官に対し、自己の不動産について氏名住所に加えて生年月日の情報も申し出ることとされます。ただし、生年月日の情報は公示されず、登記所内部の保有データとされます。
- ②登記官は、氏名住所等の情報を検索キーとして、住民基本台帳ネットワークシステムに定期的に照会を行うなどして、自然人である登記名義人の死亡の事実を把握するものとされます。

この規定により、登記所が入手した相続情報をどのように公示するののかも検討されています。プライバシーや個人情報の保護、遺族の心情にも配慮するという観点から、登記記録には、「死亡」「相続開始」という直接的な表示ではなく、これに代わる何らかの符号(氏名に波線や特定の符号を付す等)を表示することが検討されています。ただし、この手続きの在り方が、本人以外の者に住民票を交付しないという住民基本台帳制度の趣旨に反しないような方策を探る必要があると思います。



パーソルプロセス&テクノロジー株式会社
ワークスイッチ事業部 マネージャー テレワークコンサルタント

有田 武人

企業が取り組むべきニューノーマルな働き方
— テレワーク継続のススメ

新型コロナウイルスによる感染症対策として、急速テレワークを導入し、事業の継続を行った企業が多いのではないのでしょうか。緊急事態宣言明け以降、導入が加速すると思いましたが、多くの企業の経営者は一定の成果が出たにも関わらず、「今後も継続すべきか」、迷われているのが実情です。迷いが出ている理由を深掘りしていくと、業務起因や環境面の未整備といった話も聞きますが、一番の原因は「導入目的が明確でないこと」でした。やむを得ずテレワークを導入した企業は、どうしても短期的な課題解決(緊急事態宣言を乗り切るため、もしくは感染症対策)としてテレワーク導入を考えてしまいがちです。実際には生産性向上や優秀な社員の採用といった、経営方針を含めた長期的な目線で導入を検討していく必要があります。

例えば、出張が減りWEB会議ツールによる商談が当たり前になったこと、オフィスに出社しないことで賃料や電気代、紙の削減が進んだこと、通勤が減りワークライフバランスが充実したことなど、ニューノーマルな働き方が既に進んでいる状況です。これが当たり前になっていくと考えたとき、果たして今のまま短期的な目的としてテレワーク導入をすることが正しいのでしょうか？

テレワークの導入目的の傾向として、「生産性向上」や「ワークライフバランスの向上」、そして「BCP対策」が上位を占めています。もちろん導入目的に答えはなく、目的が複数あっても構いません。肝心なのは、「長期的な視点で」、「いかに自社の社風に合った目的を選択できるか」、だと考えています。

これからは、多様な職種・人材がICTツールを活用して最適な場所・時間を自身で選択し働くことができる世の中になっていきます。今後、新型コロナウイルスがどうなるかは全く予想が出来ません。だからこそ早い段階で自社にあったテレワークを導入し、定着させていく必要があるのではないのでしょうか。

<編集発行>



for The Value Stage
アーク&パートナーズ®

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://s-arc.com/>

税理士法人・社労士法人は
Facebookにて
最新情報をお届けしております。



👍👍👍 お待ちしています👍

